

# 行政視察報告書

議会運営委員会行政視察		平成30年8月28日（火）～29日（水）
視察先 及び 視察事項	○札幌市 【北海道】	<p>ア 議員提案の政策条例について （ア）取組み状況と課題</p> <p>イ 議員海外視察の実施について （ア）実施方法（実施要綱の制定とその課題） （イ）視察結果の施策への反映方法、結果報告の方法と課題</p> <p>ウ 議会施設について （ア）円滑な議事運営のための機能等（施設視察を含め） （イ）議会施設に関する現状の課題と今後の対応</p>
<b>1 活動内容</b>		
ア 議員提案の政策条例は、議員からの提案により制定された市の行政課題を解決するために取り組まれるもので、条例制定に至るまでの取組みや課題等について調査を実施した。		
イ 議員海外視察の実施について、実施要綱の制定やその課題等について調査するとともに、視察結果についての市施策への反映状況や結果報告のあり方及び課題等の調査を実施した。		
エ 議会施設について、円滑な議事運営のための機能等について調査するとともに、議会施設における現状の課題と今後の対応について調査を実施した。		
<b>2 調査の目的</b>		
<b>1、本市における課題と調査の必要性</b>		
(1) 現在、松本市議会では議会の権能強化に向けて議会基本条例第13条に基づき、各常任委員会による市長への政策提言が取り組まれてきている。この取組みを更に一步推し進め、議員提案による政策条例制定にまで発展させる取組みができれば議会の権能はさらに強化されると思われる。		
(2) 本市議会では、松本の将来を見据えた確かなまちづくりに向けて、国内のみならず海外の先進事例から学ぶため、これまで認めてこなかった政務活動費による議員海外視察への道をひらくため、先進地の取組みについて調査・研究する必要がある。		
(3) 新庁舎建設にあたり、市議会議長から市長へ申し入れた本会議場をはじめとする議会の諸施設について、その円滑な議事運営のための機能等について理解を深めるため先進地視		

<p>察するとともに、議会施設に関する課題や今後の対応について調査・研究する必要がある。</p>
<p><b>2、調査項目</b></p>
<p>ア 議員提案の政策条例について</p>
<p>(ア) 取組み状況と課題</p>
<p>イ 議員海外視察の実施について</p>
<p>(ア) 実施方法（実施要綱の制定とその課題）</p>
<p>(イ) 視察結果の施策への反映方法、結果報告の方法と課題</p>
<p>ウ 議会施設について</p>
<p>(ア) 円滑な議事運営のための機能等（議会施設の視察を含めて）</p>
<p>(イ) 議会施設に関する現状の課題と今後の対応</p>
<p><b>3 調査地選定の理由</b></p>
<p>本市議会が課題としている「議員海外視察の実施について」及び「円滑な議事運営のための機能等を備えた議会施設について」は、本市が当面取り組む課題であること。また「議員提案の政策条例について」は、市議会基本条例第13条の議会の権能強化に向けて議員提案による政策条例の制定は重要な課題であることから、これらの課題について先進地事例から学ぶ必要があるため調査地を検討した結果、適地であると判断し視察先に選定した。</p>
<p><b>4 調査結果</b></p>
<p>1) 実施日 平成30年8月28日（火）～29日（水）の2日間</p>
<p>2) 出席者 議会運営委員会委員10名、正・副議長、議会事務局職員2名 計14名</p>
<p>3) 内 容</p>
<p>■議員提案の政策条例について</p>
<p>(ア) 取組み状況と課題</p>
<p>1) 札幌市は、市の行政課題を解決するため、政策条例を議員提案により制定している。</p>
<p>2) 札幌市は、これまで議員提案による政策条例を6本制定している。内容は以下のとおり</p>
<p>①たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例（平成16年12月制定）</p>
<p>②住宅耐震化促進条例（平成18年2月制定）</p>

③文化芸術振興条例（平成 19 年 3 月制定）
④住宅耐震化促進条例の一部を改正する条例（平成 21 年 2 月制定）
⑤環境負荷の低減等のための住宅リフォームの促進に関する条例（平成 21 年 11 月制定）
⑥映像の力により世界が憧れるまちさっぽろを実現するための条例（平成 26 年 5 月制定）
3) 政策条例の必要性については、①議会の権能強化を図るため、議員自身の手により政策課題の解決と実現を目指すため、②議員活動の成果の可視化を図るため、議会からの政策提案を見える化するなど考えられている。
4) なお、議員提案であっても、議員定数、議員報酬、政務活動費および議会事務局組織など議会に関する条例や議員の身分などに関する条例は、政策条例の対象外としている。
5) 議員提案による政策条例制定に至るまでの取り組みの段階と内容
①第 1 段階＝議員・事務局の役割分担の確認・・・政策を立案するのは議員、事務局はその補佐（黒子）
②第 2 段階＝施策の具体化・明確化・・・政策課題の抽出、政策課題を解決する政策目標の設定、政策目標を達成するための手段の考案
③第 3 段階＝担当課を交えた勉強会の開催（札幌市の事例の最大の特徴と言える）
④第 4 段階＝有識者や関係団体等との意見交換会、市民意見の聴取等の実施・・・パブコメ
⑤第 5 段階＝条例案の作成と内容固め・・・法制担当課への助言協力要請、条文化
⑥第 6 段階＝上程後の議会運営とマスコミ対応・・・各会派間調整、報道機関へのレク・リリース
6) 札幌市における議員提案による政策条例制定過程で一番力を入れて取り組むところは第 3 段階の「担当課を交えた勉強会の開催」である。コーディネートは議会事務局が行うが、条例制定後の実効性を担保するためにも、この取り組みには全体の 8 割以上の力を注いでいる。
■議員海外視察の実施について
(ア) 実施方法（実施要綱の制定とその課題）
1) 議員の海外視察は平成 7 年から始まっているが、現在の議員海外視察実施要綱は平成 28 年 1 月に作成され、現在この要綱に基づき海外視察が実施されている。
2) 実施要綱の内容
①対 象＝全議員

②形 態＝団体視察・関係団体主催視察参加 *個人視察を禁止
③割 当＝年度別、会派別の人数割り当てはなし
④計画書＝見積書等必要書類を添付の上、会長・団長会議に提出し、議長の承認を得る 計画書はホームページで公開
⑤旅 費＝旅費条例・規則等を準用、上限は80万円
⑥報告書＝議長に提出、資料等は議会図書室に配架、報告書はホームページで公開
3) 実施要綱における要点
①調査内容、視察先、視察日程については、事前に関係会派で十分協議することとし、協議では、とりわけ市政への反映の観点から十分な検討を行うものとされている。
②旅費の支給は、市職員の旅費規定等に準ずることとし支給額の上限は80万円とする。
③議員は、海外視察で得た見聞をできるだけ多くの機会をつくって市民へ報告する。
4) 政務活動費の活用
①政務活動費による海外視察を認めている。
②政務活動費による先進地視察は、必要に応じて議員個人または会派として実施するものだが、要綱に定めている議員海外視察は市議会として実施するもの。
(イ) 視察後の取り組み
1) 視察結果の施策への反映方法 政策立案の検討や議会での質問などで反映されている。例) 平成29年度に行った海外視察結果については、平成30年度第1回定例会、第2回定例会の代表質問において活用された。
2) 結果報告の方法と課題 「海外視察報告書」を従来の議会図書室での公開に加え、市議会ホームページにて公開している。また、従来の「海外視察申出書」を「海外視察計画書」に改め、視察目的のほか、本市の課題や調査項目、施設等を記載し、市議会ホームページに公開することとしている。
■議会施設について
(ア) 円滑な議事運営のための機能等（議会施設の視察を含めて）
1) 本会議場は17・18階に設置され、面積は約520㎡、うち議場が約340㎡、傍聴席が112

<p>m<sup>2</sup>、調音室が約 40 m<sup>2</sup>であった。</p>
<p>2) 本会議場は、議員席が 71 席、理事者、書記席が 50 席となっている。</p>
<p>3) 傍聴席は 107 席、内訳は車いす用 3 台分、議場音声用イヤホンジャック敷設席 4 席、補聴器を聞こえやすくするフラットループシステム敷設席 27 席を含むもので、残り 107 席が一般傍聴席となっている。</p>
<p>4) 委員会会議室は 16・18 階に設置され、常任委員会会議室は 4 部屋、合わせて約 409 m<sup>2</sup> 特別委員会会議室は 2 部屋、合わせて約 413 m<sup>2</sup>、議会運営委員会会議室は約 99 m<sup>2</sup>となっている。全ての委員会会議室の合計面積は約 920 m<sup>2</sup>であった。</p>
<p>5) 各会派議員控室は 15～17 階に設置され、最大会派・自由民主党は議員数 24 人で約 290 m<sup>2</sup>、また、10 人の公明党は約 152 m<sup>2</sup>、無所属等 1 人の部屋は約 13.4 m<sup>2</sup>となっていて、5 会派及び無所属等 5 人の部屋を合わせると 66 人で延べ床面積は約 870 m<sup>2</sup>となっていた。</p>
<p>6) 正副議長室は 16 階にあり、関係する 3 部屋を合わせて約 219 m<sup>2</sup>となっていて、議長室が約 80 m<sup>2</sup>、副議長室が約 78 m<sup>2</sup>、議長応接室が約 61 m<sup>2</sup>となっていた。</p>
<p>7) 議会関係諸室としては全体で約 374 m<sup>2</sup>あり、15 階にある議会図書室が約 140 m<sup>2</sup>、16 階にある議員会議室が約 79 m<sup>2</sup>、同じく 16 階にある議員応接室が約 71 m<sup>2</sup>、17 階にある説明員控室が約 41 m<sup>2</sup>、17 階にある喫煙室が約 10 m<sup>2</sup>、18 階にある市政記者室が 33 m<sup>2</sup>となっていた。</p>
<p>8) 議会事務局は 16 階にあり、全体で約 461 m<sup>2</sup>、内訳は局長室が約 42 m<sup>2</sup>、秘書室が約 24 m<sup>2</sup>、事務室が約 352 m<sup>2</sup>、会議室が約 44 m<sup>2</sup>となっていた。</p>
<p>9) その他、18 階にある食堂は約 175 m<sup>2</sup>、16・17 階にある書庫・倉庫 7 カ所合わせて約 172 m<sup>2</sup>となっていた。</p>
<p>10) 上記議会関係の延べ床面積は、3,710.88 m<sup>2</sup>であった。</p>
<p>平成 30 年 9 月 3 日</p> <p>松本市議会議長 上條 俊道 様</p> <p style="text-align: right;">議会運営委員会 宮下 正夫</p>